

特車許可申請が値域最安値の水準です



新規の特殊車両通行許可申請が **¥9,900**

リピート割りで更新料が **¥3,300** 引き

業務内容	行政書士平均報酬額	当事務所報酬額(税込み)	備考	お支払い額合計
特殊車両通行許可 新規 (オンライン申請)	¥37,104	¥9,900	1台につき往復2経路 まで、片道経路も同額	¥9,900
特殊車両通行許可 更新 (オンライン申請)		¥7,700	1台につき往復2経路 まで、片道経路も同額	¥7,700
特殊車両通行許可 経路変更 (オンライン申請)		¥7,700	1台につき往復2経路 まで、片道経路も同額	¥7,700
連結車		¥3,300	新規・更新・変更申請 に加算	¥3,300～
リピート割引 (更新・変更)		¥-3,300	弊所で新規許可を取 得されたお客様限定	
役所手数料		台数×経路×¥200	役所へ直接お支払い 下さい。	
経路加算		¥2,200	1経路が3都道府県以 上を跨ぐ場合など	
同一車種の経路追加		¥3,300	1台につき往復1経路 まで、片道経路も同額	¥3,300
未収録経路の調査		¥3,300	1台につき往復1経路 まで、片道経路も同額	¥3,300
軌跡図の作成		¥5,500	1台	¥5,500
窓口申請 埼玉県		+¥5,500	オンライン申請の金 額に加算	¥5,500～
窓口申請 埼玉県以外		+¥7,700	オンライン申請の金 額に加算	¥7,700～
各種ご相談		¥5,000/h		

*行政書士平均報酬額は日本行政書士連合会参照 (<https://www.gyosei.or.jp/about/disclosure/reward.html>)

*通行経路が2つ以上の道路管理者にまたがるとき(国道と県道を通る場合等)のみ、役所手数料が必要です。

*オンライン申請の場合、役所手数料は納付書を使用してご自身で納入してください。

*諸元表、外観図等の取り寄せが必要な場合はお客様に実費をご負担いただきます。

*窓口申請に伴う交通費等の実費はお客様にご負担いただきます。

*数量値引きのご相談承ります。

*期間限定特価終了のタイミングはHP上で公示されます。